豊島区立池袋第三小学校　「いじめ防止対策推進基本方針」

【本校教育目標】 ◎よく考える子　　○思いやりのある子　　○じょうぶで元気な子
自ら考える児童　規範意識をもった人に優しい児童　集団の中で積極的にかかわる児童

【いじめの定義といじめ対策推進法】

いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているも**のをいう。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月公布、9 月施行）

いじめ防止対策推進法は、社会総掛かりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律
いじめの防止等のための基本的な方針の改定・重大事態の調査に関するガイドラインの策定　（平成 29 年 3 月改定）

豊島区いじめ防止対策推進条例の一部改正

（主な改正内容）

・これまでの対象であった豊島区民、豊島区立学校に加え、豊島区内の都立・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）を明記　　・いじめの調査を行う付属機関の設置を規定

【いじめ防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処】

未然防止　教員一人で抱え込まず、学校一丸となって組織で取り組む
相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

○教育活動全体による道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動の充実・推進
○情報モラル教育（インターネットを通じて行われるいじめへの対策）
○家庭と連携した基本的生活習慣の確立「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」と「家庭ルール」の実施
○「いじめをしない　させない　見て見ぬふりを許さない」という学校・学年・学級の雰囲気
○一人一人の児童を大切にする授業づくりや学級経営の徹底
○適切な人間関係づくりと児童の自己肯定感・自己有用感の育成（心理検査の活用・校内研修）
○児童主体のいじめ防止活動（人権週間）、児童によるいじめを許さない活動、いじめ防止授業の実施
○保護者・地域への啓発（学校だより　ホームページ等）及び理解促進と協力依頼
○「学校サポートチーム」会議の定期開催
　日常から警察（スクールサポーター等）を交えた会議を開催しいじめだけでない、児童の問題行動の未然防止と共通理解

早期発見　軽微ないじめも見逃さない

○全教職員で、日頃から小さな変化や危険信号を見逃さない。（中休み、昼休み、掃除、放課後）
○児童の訴えを確実に受け止める。定期的な調査や教育相談の実施。
○児童・保護者が担任、スクールカウンセラーに相談しやすい教育相談体制の整備
○管理職への報告・連絡・相談の確実な実施
○保護者、地域、スキップ、関係機関等からの情報集と通報

早期対応　保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
○暴力を伴ういじめの場合、その場でその行為を止めるとともに、連絡し複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
○児童や保護者からの相談には、真摯に傾聴し、適切に事実関係の確認を行う。
○いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに関係児童から聞き取るなど、いじめの正確な実態把握を行う。
○児童の聞き取りに際しては、聞き取り場所、時間に配慮する。
○いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に個別に聞き取りを行う。
○被害児童の心のケア（SC,SSW を含む）と加害児童の行為の重大性に応じた指導の実施
○現状・経緯・背景に着目し、人間関係の継続的な調査を行う。
○２週間以内の解消を想定した短期計画の実施　　人間関係再構築等の再発防止中・長期計画の実施

重大事態への対処　社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

重大事態（法第 28 条の規定）
いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
①重大事態発生の判断
②被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
③加害の子供の構成に向けた指導及び支援
④他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
⑤いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
　いじめ問題緊急対策本部　　豊島区教育委員会いじめ調査委員会　　豊島区いじめ特別調査委員会

【校内体制の確立と研修の充実】

①日常における相談体制　・全教員で相談に対応する。スクールカウンセラー、教育センターとの連携
②生活指導連絡会（週１回）・全体会（年間１回以上）・学年会・(随時）…児童理解の充実、情報の共有、指導方針の徹底
③生活指導・特別支援部会（月１回）…担当する取組の計画・実施・評価及び情報交換
④いじめ防止委員会（4, 7, 9, 12, 1, 3 月、他必要に応じて随時）
　校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、SC、特別支援教育コーディネーター　関係する教員
⑤PDCA サイクルによる評価・改善の充実…いじめ防止行動計画、自己点検、生活振り返りアンケートを活用した評価・改善等
⑥研修の充実…年３回（いじめ問題のとらえ方、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の在り方）